

4 陳情第 32 号

4 陳情 第 32 号	日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出に関する陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	令和4年8月8日受理、令和4年9月21日付託
陳情者	山梨県中央市_____

(要 旨)

日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書を提出すること。

(理 由)

広島と長崎にアメリカ合衆国の原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約（以下「条約」という）が採択されました。同年9月20日には条約への調印・批准・参加が開始され、2021年1月22日に発効しました。2022年6月時点で、86か国が署名し、66か国が批准しています。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押ししました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、移譲、使用、使用の威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。条約は、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記しています。

条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことがつよく求められています。

2月24日、ロシア連邦のプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて、「ロシア連邦は世界で最も強力な核保有国の一つだ。わが国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇をおこないました。これは、核兵器の使用の威嚇を禁じた条約に明確に違反するものです。

いまこそ広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たねばなりません。その証として、条約に署名・批准することを強く求めるよう地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の意見書を、提出するよう求めます。